

**眺望景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）**

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

（○は眺望景観保全地域で適用する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	眺望景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置・規模（高さ）	○視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。		
	◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図1のとおり）。		
	◎視点場から最も近い中間山地（能美・江沼丘陵）の稜線を切らない位置・高さとする（別図2のとおり）。		
	◎視点場から見た七尾湾の海岸線（又は見かけ上の海岸線）を切らない位置・高さとする（別図3のとおり）。		
形態・意匠	◎視点場から最も近い中間山地の稜線を切らない位置・高さとする（別図4のとおり）。		
	○周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。		
	○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。		
色彩	○勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。		
	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。		
	○多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。		
材料	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。		
	○周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。		
	○耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。		
	○金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。		

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
植栽	○できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。		
	○植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。		
	◎建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。		
その他	○屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。		
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

**眺望景観形成基準チェックシート（開発行為）**

届出者	
行為の場所	
周辺景観の 特 性	

項 目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
盛土 ・ 切土	○木場潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	○柴山潟の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	○日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。		
	○土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。		
	○自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。		
のり面	○大規模なのり面が生じないよう配慮する。		
	○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。		
樹木等	○敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。		
	○景観に配慮した植栽計画とする。		

備考

1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。